

運輸・交通施策の推進に関する提言・要望

運輸・交通施策の更なる推進及び地域の振興を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 整備新幹線について

- (1) 整備新幹線の建設財源を安定的に確保し、早期開業を目指すとともに、未着工区間については早期の着工及び事業化を推進すること。
- (2) 整備新幹線の建設費に対する沿線自治体の負担について財源措置を講じること。

2. 整備新幹線の並行在来線について

- (1) 新幹線貸付料について、地方負担に見合った配分を検討すること。
- (2) 並行在来線の初期投資への起債の拡充を図るとともに交付税措置を講じること。
- (3) 貨物鉄道線路使用料に関する調整制度の充実を図ること。

3. リニア中央新幹線の早期実現に向けて、調査終了後は直ちに整備計画に格上げするとともに、実用化確認試験について期間短縮に努めること。

4. 鉄軌道の整備促進等について

- (1) 主要幹線鉄道、都市鉄道、地方鉄道及びLRT等の鉄軌道の利便性の向上及び整備促進に必要な財政支援措置を講じること。
- (2) 鉄道軌道輸送高度化事業費補助について、安全運行に不可欠な鉄道基盤整備（線路・電路や車両等）の維持修繕費についても助成の対象とするよう支援措置の更なる拡充を図ること。
- (3) 厳しい経営状況にある地方鉄道に対し、健全経営が行えるよう支援施策等を講じること。

(4) 鉄道駅等の交通結節点の整備を推進するため、駅前広場・自由通路等の整備に係る協議調整・手続きのルール化及び公的位置づけについて、適切な措置を講じるとともに自治体の負担軽減を図ること。

5. 高齢者、身体障害者等の移動の円滑化（バリアフリー化）について

(1) 駅周辺における交通環境のバリアフリー対策や、公共交通事業者等が行うバリアフリー化整備事業に対し、必要な財政措置を講じること。

(2) 円滑化事業の対象となる特定旅客施設の要件となっている「一日あたりの利用者数」の基準を引き下げること。

(3) 高齢者や障害者等の利用実態により対象とする施設についても、特定旅客施設と同様の措置を講じ、事業実施の目標時期を明確化すること。

6. 鉄道駅周辺地域における放置自転車等の解消を図るため、「自転車法」を改正し、鉄道事業者に駅周辺への自転車等駐車場の設置を含む対応策を義務づけること。

また、駐輪場設置のための鉄道用地について、無償貸与とする等の適切な措置を講じること。

7. 空港の整備の推進等について

(1) 空港施設及び周辺地域の総合的な整備を積極的に推進し、空港を活用した地域振興策の拡充を図ること。

(2) 地方空港における就航便を確保すること。

(3) 乗継便の運賃割引制度の拡充を図ること。

(4) 民間事業者が運営する空港に対しては、周辺地域からの騒音に対する苦情に真摯に耳を傾け、「航空機騒音に係る環境基準」に準拠した騒音測定を実施するよう国から指導すること。

8. 水上バイクによる死亡・傷害事故が多発していることから、違反行為を厳格に取り締まれるよう執行体制を強化するとともに法令及びルール周知徹底を図ること。
9. 国民生活の安全・安心を守るため、沿岸警備・海上保安体制を強化すること。